

国民健康保険税

国民健康保険(国保税)は、前年所得による「所得割額」・国保加入者の人数に応じた「均等割額」・加入世帯に対してかかる「平等割額」の3つの項目の合計額です。

課税限度額

国保税の課税限度額は、106万円(介護保険対象外の世帯は89万円)から、109万円(介護保険対象外の世帯は92万円)に変更します。

低所得者に係る国保税軽減

軽減対象範囲が変更となります。軽減判定所得は、世帯主と被保険者全員の合計額です。(表1) ※国保に加入していない世帯主の所得も含む。

表1 国民健康保険税の軽減判定所得額(下線部が変更点)

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯
5割	43万円+ <u>30.5万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯
2割	43万円+ <u>56万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料(保険料)は、75歳(一定の障がいがあると認定されたときは65歳)以上の人が加入する高齢者の医療制度です。保険料は、一人一人が均等に負担する「均等割額」と前年の所得による「所得割額」の合計額です。(表2)

保険料の計算方法

均等割額「47400円」+所得割額「前年中の所得143万円」×9・28パーセントです。

課税限度額

保険料の限度額は、80万円です。

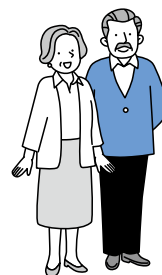


表2 後期高齢者医療保険料の軽減判定所得額(下線部分が変更点)

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額	軽減後の均等割額
7割	43万円+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の世帯	14,220円
5割	43万円+ <u>(30.5万円)</u> ×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	23,700円
2割	43万円+ <u>(56万円)</u> ×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	37,920円

※給与所得者等とは①一定額(55万円)を超える給与収入がある人、②一定額(65歳未満の場合は60万円、65歳以上の場合は125万円)を超える公的年金等収入があり給与所得がない人です。

介護保険料

介護保険料(保険料)は、介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを受けられるように、社会全体で支え合う制度です。

保険料額は、65歳以上(第1号被保険者)の人は、基準額を基に所得段階別に決められています。(表3)40歳から64歳まで(第2号被保険者)の人で、国保に加入している場合は、保険料を国保税の中に含めて世帯主が納めます。また、職場の医療保険制度に加入している人は、医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与に応じて決められ、給与から徴収されます。

各保険料(税)の通知書は7月中旬に送付します。年金から引き落としの人は、8月上旬に送付します。詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。



表3 第1号被保険者の介護保険料基準額(下線部が変更点)

各段階別の年額=6,370円(基準月額)×12月×各段階別の基準額に対する割合(100円未満切り捨て)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	世帯全員が住民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が <u>80.9万円</u> 以下の人	21,700円
第2段階		本人の課税年金収入額+合計所得金額が <u>80.9万円</u> を超え120万円以下の人	37,000円
第3段階		本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	52,300円
第4段階	本人が住民税非課税	本人の課税年金収入額+合計所得金額が <u>80.9万円</u> 以下の人	68,700円
第5段階【基準】		本人の課税年金収入額+合計所得金額が <u>80.9万円</u> を超える人	76,400円

第6段階から第13段階までは対象者、基準額に対する割合、保険料年額に変更はありません

第2次大崎市バイオマス産業都市構想(中間案)への意見を募集します

閩 産業商工課地域産業担当 ☎ 7091 FAX 7578

市は、経済性が確保された持続可能な地域産エネルギーの需要と供給の確立を目指し、「第2次大崎市バイオマス産業都市構想」の策定を進めています。皆さんからの意見を募集します。

計画の公表方法

- 市ウェブサイトでの閲覧
- 窓口での閲覧
- 市政情報センター(市役所本庁舎1階)
- 市政情報コーナー(各総合支所地域振興課内)
- 産業商工課(市役所本庁舎3階北側)

対象

市民または市内に通勤・通学している人、市内に事業所を有する個人または法人、本事業に利害を有する人

意見の提出期間

7月1日(火)～22日(火)

意見の書き方

- 次の内容を記入してください。また、匿名の問い合わせや電話での意見には応じられません。
- 構想(中間案)に対する意見
- 氏名または事業所名称
- 住所または事業所所在地

④連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

提出方法

- 持参の場合
月・金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分
産業商工課または各総合支所地域振興課に持参
- 郵送の場合
〒989-1618
古川七日町1番1号
産業商工課に郵送(7月22日(火)消印有効)
- ファックスの場合
産業商工課に送信
- Eメールの場合
件名を「第2次大崎市バイオマス産業都市構想に対する意見」とし、産業商工課(shoko@city.osaki.miyagi.jp)へ送信
- 応募フォームの場合
二次元コードを読み取り、市ウェブサイトから意見を入力
※応募フォームの開設期間は、意見の提出期間と同様です。

